

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

令和5年11月6日

◆ 法第34条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の手数料(法第35条第2項の規定による申出がない場合)

1 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものであるとき

(1)モデル建物法の評価以外の評価によるもの

建築物の用途	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
非住宅	300㎡未満	235,000 円	12,000 円
	300㎡以上 1,000㎡未満	290,000 円	18,000 円
	1000㎡以上 2,000㎡未満	373,000 円	29,000 円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	527,000 円	81,000 円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	646,000 円	127,000 円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	761,000 円	160,000 円
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	866,000 円	199,000 円
	50,000㎡以上	1,077,000 円	277,000 円

(2)モデル建築法の評価によるもの

建築物の用途	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
非住宅	300㎡未満	91,000 円	12,000 円
	300㎡以上 1,000㎡未満	114,000 円	18,000 円
	1000㎡以上 2,000㎡未満	149,000 円	29,000 円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	237,000 円	81,000 円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	308,000 円	127,000 円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	369,000 円	160,000 円
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	432,000 円	199,000 円
	50,000㎡以上	557,000 円	277,000 円

2 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものであるとき

(1)性能基準に適合するとして認定を受けようとするとき

建築物の用途	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
戸建	200㎡未満	42,000 円	6,300 円
	200㎡以上	46,000 円	6,300 円
共同住宅 または 長屋住宅	300㎡未満	77,000 円	11,000 円
	300㎡以上 2,000㎡未満	122,000 円	21,000 円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	201,000 円	46,000 円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	284,000 円	80,000 円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	550,000 円	128,000 円
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	967,000 円	193,000 円
	50,000㎡以上	1,769,000 円	292,000 円

性能基準とは建築物エネルギー省性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」)第10条第2号イ(1)およびロ(1)に規定する基準、同号イ(1)およびロ(2)に規定する基準ならびに同号イ(2)およびロ(1)に規定する基準。

(2)仕様基準に適合するとして認定を受けようとするとき

建築物の用途	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
戸建	200㎡未満	22,000 円	6,300 円
	200㎡以上	23,000 円	6,300 円
共同住宅 または 長屋住宅	300㎡未満	37,000 円	11,000 円
	300㎡以上 2,000㎡未満	60,000 円	21,000 円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	105,000 円	46,000 円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	157,000 円	80,000 円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	285,000 円	128,000 円
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	478,000 円	193,000 円
	50,000㎡以上	836,000 円	292,000 円

仕様基準とは基準省令第10条第2号イ(2)およびロ(2)に規定する基準。

3 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき

住宅の用途以外の用途に供する部分について1の金額に、住宅の用途に供する部分について2の金額を加算した金額

◆ 法第36条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料

(法第35条第2項の規定による申出がない場合)

- ・ 変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とし、上記の表による面積区分による手数料とする。(建築基準法による変更の面積算定に準ずる。)
- ・ 法第34条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,700円
- ・ 省令第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査については、変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とし、上記の表による面積区分による手数料とする。(建築基準法による変更の面積算定に準ずる。)

(注)法第35条第2項の規定に基づく申し出がある場合の手数料の加算

建築確認申請手数料に見合う手数料として、手数料条例別表第43に定める手数料額が別途必要とな